

2021年4月21日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

井上 信治 様
消費者庁長官
伊藤 明子 様

京都府生活協同組合連合会
会長理事 西島 秀向

特定商取引法・預託法の改正法案における 書面交付義務の電子化を認める条文案の削除を求めます

政府は、本年3月5日、詐欺的定期購入被害、送り付け商法被害、販売預託商法被害を防止する特定商取引法・預託法の改正法案を国会に提出しました。これらの改正については、これ以上の被害を増やさないよう早期の実現を求めます。

しかし、この改正法案には、訪問販売やマルチ商法、預託取引などについて、消費者の承諾があれば契約書面の交付に代えて電子メールなどを送信すればよいという「書面交付義務の電子化」を認める改正案部分が突然盛り込まれました。

この度の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが可能となる点については、以下の理由などにより消費者被害を拡大させる懸念があり、別途慎重な論議を行う必要があるため、改正案から削除を求めます。

- ・消費者の事前承諾について、不当な勧誘によって不本意な契約をするなど、書面交付の意義を理解しないままに、承諾が形骸化してしまうこと。
- ・書面の電子化により、悪質商法による消費者被害を防止・救済するための書面交付義務とクーリング・オフの意義が損なわれること。
- ・デジタル技術に慣れていない高齢者や、SNSなどのつながりの中で安易に契約してしまう若年者など、消費者の弱みにつけ込んだ消費者トラブルの発生が懸念されること。
- ・家族や見守りを行う者など、第三者の視認による消費者被害の発見が困難となること。
- ・訪問販売など対面での契約においては、書面の電子化を行う必要性がないこと。

以上